

令和4年6月2日

保護者のみなさま

島原市教育委員会教育長
(公印省略)

学校生活における児童生徒等のマスクの着用について

このことにつきましては、すでに新聞やテレビ等で報道されており御承知のことと思いますが、これから暑い時節となり、感染対策と併せて熱中症への対応も必要となることから、児童生徒の学校生活におけるマスクの着用について再確認がなされております。

これまで、学校においては文部科学省が定めた「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を基本として感染対策を講じてきました。今後熱中症への対策も必要であることから以下のように取扱います。

学校でも指導いたしますが、保護者の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 基本的な感染対策

本市においては感染者が高止まりしている状況であることから、以下に示した場面以外の基本的な感染対策はこれまでどおり継続して実施します。

2 マスク着用について

(1) 登下校

マスクの着用は必ずしも必要としませんが、その場合距離をとって歩くことや会話を控えるようにします。

(2) 体育の授業

マスクの着用は必ずしも必要としませんが、人と人との密着するような運動を行うなど授業の内容によっては担任又は教科担任の判断によりマスクを着用させることがあります。ただし、高温多湿の状況の中で激しい運動をする場合は、熱中症を防ぐためにマスクを外させる場合もあります。

(3) その他の教育活動

人との距離が保たれており会話することがない活動や、昼休みや休み時間など、屋外で人との距離が保たれており、かつ、熱中症の対策が必要な場面では、その都度マスクは不要であることを教職員が伝えます。

3 その他

今回の措置については、一律にマスク着用を禁止するものではなく、希望する児童生徒は、これまでどおり着用させます。